

入 札 説 明 書

令和 7 年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部原子力防災課
電話番号 (075)414-4473
ファックス番号 (075)414-4477
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
令和 7 年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務 一式
 - (2) 仕様等
別添仕様書（令和 7 年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務）のとおり
 - (3) 委託期間
契約日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）
- 5 入札説明書の交付の日時及び場所
 - (1) 日時
令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 0 月 7 日（火）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部原子力防災課（京都府庁第 1 号館 6 階）
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「9 機器等保守点検」－小分類「2 計測機器」
 - (3) 5 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
 - (4) 過去 2 年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体から同種の事業を受託した実績を有すること。

7 資格審査の認定手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の受付期間

5の(1)に同じ。

(2) 提出場所

5の(2)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参の場合

日曜日及び土曜日を除く受付期間内の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便で受付期間内に必着のこと。

(4) 提出資料

ア 確認申請書（別記第1号様式）

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 過去2年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体から同種の事業を受託した実績を証する書類（別記第2号様式）

また、規則第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体（独立行政法人等は除く。）と直接締結した契約において、同種かつ同等以上の履行実績を2件以上記入し、契約書等の写しを添付して提出すること。

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 参加資格確認通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名（住所、氏名等）を記入した第1種定形郵便物に110円切手を貼って提出すること。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

9 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月14日（火）午前10時

イ 場所 京都府庁第1号館6階本部会議室C

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印

(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。) をしておかなくてはならない。(別紙様式2)

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「令和7年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ク 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- コ 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 5 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

13 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提出すること。